

委 託 仕 様 書

1 件名

アルミ缶等有価物（令和８年度下半期）売却

2 業務概要

昭島市（以下「発注者」という。）が収集した不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等の中間処理に伴い回収されるアルミ缶、鉄缶のプレス加工品及び破碎選別アルミ、破碎磁性物、粗大鉄くず並びに焼却残さから発生する鉄類（以下「搬出物」という。）を、発注者から買取りするもの。

3 搬出場所

昭島市環境コミュニケーションセンター及び発注者が指定する施設

4 業務内容等

- （１）受注者は、上記の搬出場所において自ら搬出物の積込みを行うものとする。また、積込みの際は、発注者が用意する機械（フォークリフト）を使用するものとし、操作及び運転は必ずフォークリフト運転技能講習修了者が行うものとする。
- （２）受注者は、搬出物が飛散及び流出をしないように、かつ、運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じた車両を用意し、搬出物を運搬するものとする。
- （３）受注者は、原則として毎週水曜日に搬出を行うものとする。ただし、搬出日や搬出回数の変更については、発注者と受注者が協議の上、対応するものとする。
- （４）搬出時間は、原則として破碎磁性物と破碎選別アルミは午前６時３０分から午前８時までの間、又は、稼働停止時間の間で、その他は午前８時４５分から午後４時までの間とする。ただし、発注者と受注者が協議の上、変更することができるものとする。
- （５）受注者は、搬出の際に発注者の計量器（トラックスケール）で搬出物の種類ごとに重量を確認するものとする。計量単位は１０kgとし、搬出物の積込み前と積込み後にそれぞれ計量を行うものとする。
- （６）受注者は、上記（２）と同様の措置を講じたうえで、搬出物を法令に従い適正に取扱うこととし、搬出物を他の事業者へ引渡す際は、原則として国外へ輸出せず、国内において再利用することを目的とする事業者へ引渡すものとする。なお、引渡しに関する報告書（売却先、品目、重

量等を明記するものとする。書式は任意とする。)を発注者へ提出するものとする。

(7) 搬出物に不純物が含まれるときは、受注者が法令に従い適正に処分するものとする。

(8) 搬出に伴う費用(上記(1)により発注者が用意する機械に係るものを除く。)、運搬に要する費用及び上記(6)から(7)に係る費用は、受注者が負担するものとする。

5 搬出物の種類及び予定数量

搬出物の種類及び契約期間内における予定数量は、以下のとおりとする。

(1) 破碎磁性物	199,000kg
(2) 粗大鉄くず	13,000kg
(3) 鉄缶プレス	43,000kg
(4) アルミ缶プレス	89,000kg
(5) 破碎選別アルミ	22,000kg
(6) ガラアルミ	200kg
(7) 焼却残さ磁性物	26,000kg

6 売却代金等

(1) 本契約は単価契約(単価は小数第1位までとする。また、単価には消費税額を含むものとする。)とし、搬出物1kgあたりの単価に搬出物の重量を乗じた額を売却代金とする。

(2) 受注者は、搬出物の売却代金について、発注者が月ごとに発行する納入通知書により、発注者が定める日までに納入するものとする。

7 資格

受注者は、古物商の許可を有する事業者であること。また、収集運搬業許可(一般廃棄物又は産業廃棄物)及び処分業許可(一般廃棄物又は産業廃棄物)を有する事業者であること。

8 契約期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

9 純度、回収率、品目説明等

(1) 不燃・粗大ごみ破碎選別系統

ア 破砕寸法 150mm以下

イ 純度・回収率

種別	純度（重量比率）
鉄 分	95%以上
アルミニウム	85%以上

（２）資源ごみ選別系統

純度・回収率

種別		純度（重量比率）
缶	鉄	98%以上
	アルミ	98%以上

- （３）粗大鉄くずとは、不燃ごみ、粗大ごみ等のうち、破砕処理できない鉄製の物をいう。（例）鉄アレイ、パイプベッドの枠、コイルスプリング、ベッドマットのスプリング、厚さのある鉄板、長い鉄パイプなど。
- （４）ガラアルミとは、不燃ごみ、粗大ごみ等のうち、破砕処理できないアルミ製の物をいう。（例）スキーのストック（アルミ以外の部分を切り取ったもの。）、アルミサッシ、アルミ製脚立（鉄製ヒンジ等を含む。）など。
- （５）焼却残さ磁性物とは、焼却施設の焼却灰から発生する鉄類をいう。焼却残さ磁性物は、清掃センターから搬出するものとする。

10 その他

- （１）受注者の過失により起きた損害、人身及び物損事故は受注者の責任とする。
- （２）受注者は、本契約の履行に当たり知り得た事項について、外部に漏らしてはならない。なお、契約期間終了後も同様とする。
- （３）受注者は、搬出物の中間処理等の状況を確認するための工場視察等の申出が発注者からあったときは、業務に支障のない範囲で対応するものとする。
- （４）受注者は、本契約以外の有価物等を搬出することはできない。
- （５）受注者は、搬出された有価物の適法かつ適正な処理、保管及び契約内容を遵守すること。
- （６）その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

破碎磁性物



粗大鉄くず



鉄缶プレス



アルミ缶プレス



破碎選別アルミ



ガラアルミ



焼却残さ磁性物

